

2025年11月7日

東京都港区長 清家 愛 様

港区特別区道の二列銀杏並木の保全計画等を協議する場の設置について

神宮外苑地区再開発の再考を願う建築・造園・都市計画・環境の専門家有志

石川幹子（東京大学名誉教授）

糸長浩司（元日本大学教授）

岩見良太郎（埼玉大学名誉教授）

大方潤一郎（東京大学名誉教授）

原科幸彦（東京科学大学名誉教授、

千葉商科大学名誉教授・前学長）

藤本昌也（日本建築士会連合会名誉会長）

松隈 洋（神奈川大学教授）

専門家有志 HP <https://www.jingugaiensenmonka.com/>

私たち専門家有志は、2025年10月24日に港区長に、「特別区道1107号線の銀杏並木保全等に関する協議の場の設置のお願い」の要望書を提出したところですが、問題の緊急性に鑑みて再度、以下のように要望します。

神宮外苑再開発事業にあたり事業者の提案するような新野球場を建設するためには、現秩父宮ラグビー場の東側に位置する港区道を廃道する必要があります。港区は本件について、上記の私たちの要望書にも記したように、「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の事業計画に係る公共施設の同意について（回答）」（4港街土第1181号／2022年12月27日）において、同区道上に存在する区所有の街路樹である樹齢百年超の二列の銀杏並木を厳に保全すること、および、施設建築物の計画については、銀杏並木を中心とした景観への配慮や銀杏並木の保全について港区と別途協議することを同区道の廃道等の同意条件として明記した文書を事業者に交付しているところです。

したがって、港区としては同区道上の銀杏並木の保全計画の適切性に関する検討を、事業者が権利変換計画案を取りまとめて、都知事に申請する前に急ぎ行う必要があります。

これまで、港区長は、港区道上の銀杏並木に対して具体的な移植・保全の内容について事業者に説明するよう求めてきたところです。たとえば、2023年9月25日付文書「5港街再第297号」において「情報の発信と保全」を要請しています。また2025年10月17日付文書「7港街再332号」においては「区道1,107号線の18本のいちょうの保全に厳に努めるよう」改めて要請しています。

しかしながら、事業者は、この保全計画について未だ何も具体的な案を示していません。本年10月30日に開催された東京都環境影響評価審議会において事業者が報告した事後調

査報告書や変更届においても、港区道上の二列銀杏並木の保全計画については何も示されていませんでした。

事業者が環境影響評価書およびその変更届において公表している事業工程表では、来年早々に新ラグビー場の建設に着手する予定となっています。事業者はそれまでに権利変換計画の認可を申請しようとすることが予想されますので、銀杏並木の保全計画の適切性に関する検討を行う時間はきわめて限られていると思われます。

以上の状況を踏まえると、港区として、港区道上の銀杏並木の保全計画の適切性に関する評価検討を客観的・科学的に、かつ透明性をもって行い、事業者と港区長・関係職員、区民、および関係分野の専門家等が、区道上の二列銀杏並木の保全計画等について協議・検討・評価する場を至急開設する必要があることは明白です。

なお、この協議の場の設定にあたっては「港区まちづくり条例」第17条第1項¹を活用することも可能です。

以上、本件に関わる専門家有志としての立場から、上記のような協議の場を至急開設することを港区長に要望する次第です。

なお、本件について11月20日までに糸長浩司宛に御回答をいただきたく存じます。

***1：【参考条文】**

港区まちづくり条例：

第十七条 区長は、開発事業者に対し、まちづくりのために必要な協議を求めることができる。